

令和３年度 第１回

鈴鹿川外・雲出川外・櫛田川外・宮川外流域治水協議会 (合同協議会)

議事次第

日時：令和３年６月２日（水）10:00～12:00

場所：三重河川国道事務所 ３階 災害対策室

１．開 会

２．議 事

- (１) 規約改正（案）について・・・・・・・・資料 1
- (２) 一級水系流域治水プロジェクト等について・・・・・・・・資料 2
- (３) 二級水系流域治水プロジェクトの策定に向けて・・・・・・・・資料 3
- (４) 意見交換

３．閉 会

雲出川外流域治水協議会 規約（案）

（設置）

第1条 「雲出川外流域治水協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化、頻発化に備え、雲出川等流域（河川区域、集水域、氾濫域）において、あらゆる関係者が、協働して流域全体で被害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の実施事項）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 雲出川等流域で行う流域治水の全体像の共有と検討をする。
- 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト」を策定し、公表する。
- 3 「流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況をフォローアップする。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項の検討をする。

（協議会の対象水系）

第4条 本協議会は、別表－1に掲げる水系を対象水系とする。

(協議会の構成)

第5条 本協議会は、別表－2の職にある者をもって構成する。

2 本協議会は、協議会及び幹事会で構成する。

3 本協議会は、必要に応じて雲出川外大規模氾濫減災協議会の対象水系及び構成員を協議会の同意を得て追加することができる。

4 本協議会は、別に組織する鈴鹿川外流域治水協議会、櫛田川外流域治水協議会、宮川外流域治水協議会と合同で開催できるものとする。

5 必要に応じて、既存の会議と連携を図り、流域治水に関する取り組みを多くの関係者と共有するものとする。

(幹事会)

第6条 幹事会は別表－3の職にある者をもって構成する。

2 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、河川、流域、避難水防等に関する対策等の各種調整を行い、その結果について協議会に報告する。

(事務局)

第7条 本協議会の事務局は、三重河川国道事務所調査課、三重県県土整備部河川課に置く。

2 協議会及び幹事会の運営は事務局の構成員が行うものとする。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第 10 条 本規約は、令和 2 年 8 月 19 日から施行する。

令和 3 年 1 月 12 日 一部改正

令和 3 年 3 月 16 日 一部改正

令和 3 年 6 月 2 日 一部改正

別表－1 対象水系

水系区分	水系名
一級水系	雲出川水系
二級水系	中ノ川水系 田中川水系 志登茂川水系 安濃川水系 岩田川水系 相川水系 碧川水系

別表－２ 協議会 構成員

関係機関	構成員	備考
国	三重河川国道事務所 所長	
農林水産省	東海農政局 農村振興部 地方参事官	
気象庁	津地方气象台 台長	
林野庁	三重森林管理署 署長	
県	県土整備部 水災害対策監	
	県土整備部 施設災害対策課 課長	
	県土整備部 河川課 課長	
	県土整備部 防災砂防課 課長	
	県土整備部 下水道事業課 課長	
	県土整備部 都市政策課 課長	
	県土整備部 建築開発課 課長	
	県土整備部 住宅政策課 課長	
	県土整備部 営繕課 課長	
	農林水産部 農業基盤整備課 課長	
	農林水産部 治山林道課 課長	
	津建設事務所 所長	
	松阪建設事務所 所長	
	津地域防災総合事務所 所長	
	松阪地域防災総合事務所 所長	
市町	津市 市長	
	松阪市 市長	

<オブザーバー>

関係機関	構成員	備考
森林研究・整備機構	森林整備センター 津水源林整備事務所 所長	
企業	中部電力(株) 事業創造本部 インフラ活用事業推進ユニット長	

別表－３ 幹事会 構成員

関係機関	構成員	備考
国	三重河川国道事務所 副所長	
農林水産省	東海農政局 農村振興部 設計課 水利計画官	
気象庁	津地方気象台 防災管理官	
林野庁	三重森林管理署 次長	
県	県土整備部 施設災害対策課 水防対策班長	
	県土整備部 河川課 計画班長 ダム班長	
	県土整備部 防災砂防課 砂防班長	
	県土整備部 下水道事業課 計画・事業班長	
	県土整備部 都市政策課 都市計画班長	
	県土整備部 建築開発課 建築安全班長	
	県土整備部 住宅政策課 住まい支援班長	
	県土整備部 営繕課 営繕調整班長	
	農林水産部 農業基盤整備課 国営調整水利班長	
	農林水産部 治山林道課 治山班長	
	津建設事務所 副所長兼室長 君ヶ野ダム管理室長	
	松阪建設事務所 副所長兼室長	
	津地域防災総合事務所 副所長兼室長	
	松阪地域防災総合事務所 副所長兼室長	
市町	津市 危機管理部 防災室 室長 建設部 河川排水推進室 室長 建設部 事業調整室 参事兼室長	
	松阪市 建設部 建設保全課 参事兼課長 建設部 土木課 課長 建設部 建築開発課 課長 防災対策課 参事兼課長 上下水道部 下水道建設課 課長 産業文化部 農村整備課 参事兼課長 産業文化部 林業振興課 参事兼課長	

一級水系流域治水プロジェクト等について

令和3年6月2日

鈴鹿川外・雲出川外・櫛田川外・宮川外
流域治水協議会

鈴鹿川水系流域治水プロジェクト【位置図】

～国内有数の産業集積地を守る流域治水対策～

- 令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、鈴鹿川流域においても、事前防災対策を進める必要がある。
- 鈴鹿川水系においては、臨海部では、石油・化学産業、中上流部では自動車産業や電子部品等を中心とした工業が発達しており、地域を担う産業が集積する流域であることから、洪水時の水位を下げる河道掘削や横断工作物改築、流域の避難体制強化などの事前防災対策を進める必要がある。
- これらの取り組みを実施していくことで、国管理区間においては、戦後2位の平成24年9月洪水と同規模の洪水に対して下流部において安全に流し、それを上回る戦後最大の昭和49年7月洪水と同規模の洪水に対して下流部において堤防からの越水を回避し、流域における浸水被害の軽減を図る。

■氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・河道掘削、堤防整備、頭首工改築、河道拡幅、護岸整備、橋梁改築 等
- ・加佐登調整池における事前放流等の実施、体制構築（関係者：水資源機構など）
- ・下水道施設の整備、耐水化、浸水対策計画策定
- ・ため池等を活用した流出抑制・貯留機能の保全
- ・土砂災害対策施設の整備
- ・森林整備・保全 等

■被害対象を減少させるための対策

- ・関係者と連携し、安全なまちづくりに向けた取組を検討（立地適正化計画に基づく防災指針の検討、立地適正化計画の策定検討）
- ・二線堤等の保全 等

■被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・水害リスク情報の空白域の解消（洪水・内水・高潮・ため池ハザードマップなどの策定・周知）
- ・持続的な水災害教育の実施と伝承（水災害を想定した防災訓練等の実施）
- ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進と避難の実効性確保
- ・高齢者の避難行動への理解促進（マイタイムラインなどの個人防災計画の作成）
- ・流域の水災害の早期把握に資する防災情報の提供（水位計・監視カメラ等の設置、防災気象情報の改善）
- ・企業等と連携した避難体制等の確保
- ・SNS・広報誌等を活用した継続的な情報発信 等

位置図



※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

鈴鹿川水系流域治水プロジェクト【ロードマップ】

～国内有数の産業集積地を守る流域治水対策～

■ 鈴鹿川の上下流・本支川の流域全体を俯瞰し、国、県、市、あらゆる関係者が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。

【短期】 四日市街地等での重大災害の発生を未然に防ぐため、中下流部で水位低下を目的とした河道掘削等を主に実施。
被害軽減のため、立地適正化計画（見直し）に基づく防災指針の検討や水害リスク情報の空白域解消等を実施。

【中期】 鈴鹿市街地等での重大災害の発生を未然に防ぐため、鈴鹿川第一、第二頭首工の改築を主に実施。
被害軽減のため、防災マップの周知や水防災教育、要配慮者施設の避難体制強化等を継続的に実施。

【中長期】 亀山市街地や支川の浸水被害を防ぐため、頭首工・堰改築、河道掘削等を実施し、流域全体の安全度向上を図る。
被害軽減の取り組みをあらゆる関係者と一体となって継続的に実施。

【事業費】

■ 河川対策 ※水系で策定済みの河川整備計画の残事業を記載

全体事業費 約540億円

対策内容 河道掘削、堤防整備、頭首工改築 等

■ 下水対策 ※各市町の下水道事業計画の残事業を記載

全体事業費 約41億円

対策内容

【ロードマップ】

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ 防ぐ・減らすための対策	○洪水氾濫対策 ・堤防整備、堤防強化、河道拡幅、橋梁改築 等	三重河川国道事務所、三重県、 四日市市	下流部堤防整備・河道掘削等	中流部堤防整備・河道掘削等	上流部＋支川堤防整備・河道掘削等
	・鈴鹿川第一・第二頭首工、井尻頭首工改築	三重河川国道事務所		鈴鹿川頭首工 改築完了	井尻頭首工 改築完了
	○内水氾濫対策 ・下水道施設の整備、耐水化、浸水対策計画策定	四日市市、鈴鹿市、亀山市			
	○土砂災害対策 ・土砂災害対策施設の整備	三重県			
	○流水の貯留機能の拡大 ・加佐登調整池における事前放流等の実施、体制構築	水資源機構			
被害対象を減少 させるための対策	○流域の雨水貯留機能の向上 ・ため池等を活用した流出抑制・貯留機能の保全 ・森林整備・保全	林野庁、森林整備センター、 三重県、 四日市市、鈴鹿市、亀山市	ため池耐震化整備	森林整備・保全	
	○水災害ハザードエリアにおける土地利用・住まい方の工夫 ・安全なまちづくりに向けた取組を検討	四日市市、鈴鹿市、亀山市		立地適正化計画に基づく 防災指針の検討	
被害の軽減、 早期復旧・復興のための対策	○土地の水災害リスク情報の充実 ・水害リスク情報の空白域の解消 （洪水・内水・高潮・ため池HM策定・周知）	三重河川国道事務所、 三重県、 四日市市、鈴鹿市、亀山市 他 あらゆる関係者	ハザードマップの作成・更新		
	○避難体制等の強化 ・持続的な水災害教育の実施と伝承 ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進と 避難の実効性確保 ・高齢者の避難行動への理解促進 ・流域の水災害の早期把握に資する防災情報の提供 ・企業等と連携した避難体制等の確保 ・SNS・広報誌等を活用した継続的な情報発信		洪水予報及び水位周知河川以外の法河川 における浸水想定区域の指定		

気候変動を
踏まえた
更なる
対策を推進

～遊水機能を確保し三重の中心地域を守る流域治水対策～

- ※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

雲出川水系流域治水対策プロジェクト【ロードマップ】

～遊水機能を確保し三重の中心地域を守る流域治水対策～

■ 雲出川の上下流・本支川の流域全体を俯瞰し、国、県、市、あらゆる関係者が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。

【短期】津・松阪市街地等での重大災害の発生を未然に防ぐため、中下流部で水位低下を目的とした河道掘削、堤防整備等を主に実施。
被害軽減のため、水害リスク情報の空白域解消等を実施。

【中期】津・松阪市街地等で重大災害の発生を未然に防ぐため、中流部左岸遊水地整備、堤防整備を主に実施。
被害軽減のため、防災・住まい方や土地利用に向けた取組の検討やマイタイムライン作成など避難行動の理解促進に向けた取組等を継続的に実施。

【中長期】上流域や支川の浸水被害を防ぐため、横断工作物改築、河道掘削等を実施し、流域全体の安全度向上を図る。
被害軽減の取り組みをあらゆる関係者と一体となって継続的に実施。

【事業費】

■ 河川対策 ※水系で策定済みの河川整備計画の残事業を記載

全体事業費 約240億円

対策内容 河道掘削、堤防整備、遊水地整備 等

■ 下水対策 ※各市町の下水道事業計画の残事業を記載

全体事業費 約86億円

対策内容

【ロードマップ】

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ 防ぐ・減らすための対策	○洪水氾濫対策 ・河道掘削、堤防整備、堤防強化、横断工作物改築 等	三重河川国道事務所、三重県、津市	下流部河道掘削・堤防整備+中流部堤防整備		
	・遊水地整備	三重河川国道事務所	上流部及び支川河道掘削・堤防整備		
	○内水氾濫対策 ・下水道施設の整備、調整池整備、排水ポンプ場の整備	津市、松阪市	雲出川遊水地整備完了		
	○土砂災害対策 ・砂防関係施設の整備	三重県			
	○流水の貯留機能の拡大 ・君ヶ野ダムにおける事前放流等の実施、体制構築	三重県			
	○流域の雨水貯留機能の向上 ・田んぼダムの活動に対する支援 ・森林整備・保全	林野庁、森林整備センター、三重県、津市、松阪市	田んぼダムの活動に対する支援		
被害対象を減少 させるための対策	○水災害ハザードエリアにおける土地利用・住まい方の工夫 ・住まい方や土地利用に向けた取組の検討	三重河川国道事務所、津市、松阪市	立地適正化計画に基づき防災指針の検討		
	○浸水範囲の限定・氾濫水の制御 ・二線堤、遊水機能の保全	三重河川国道事務所			
被害の軽減、 早期復旧・復興のための対策	○土地の水災害リスク情報の充実 ・水害リスク情報の空白域の解消 (洪水・内水・高潮・ため池HM策定・周知)	三重河川国道事務所、気象庁、三重県、津市、松阪市 他 あらゆる関係者	ハザードマップの作成・更新		
	○避難体制等の強化 ・持続的な水災害教育の実施と伝承 ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進と避難の実効性確保 ・高齢者の避難行動への理解促進 ・流域の水災害の早期把握に資する防災情報の提供 ・企業等と連携した避難体制等の確保 ・SNS・広報誌等を活用した継続的な情報発信		洪水予報及び水位周知河川以外の法河川における浸水想定区域図の作成		

気候変動を
踏まえた
更なる
対策を推進

櫛田川水系流域治水対策プロジェクト【位置図】

～三重の基幹農業地域を守る流域治水対策～

- 令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な発生したことを踏まえ、櫛田川流域においても、事前防災対策を進める必要がある。
- 櫛田川水系においては、米作を中心とした農業が盛んで、流域全域が松阪牛生産地域である一方、氾濫域には国指定の史跡である斎宮跡など歴史をしのばせる面をもつ流域であり、洪水時の氾濫を防ぐための堤防整備や流域の避難体制強化などの事前防災対策を進める必要がある。
- これらの取り組みを実施していくことで、国管理区間においては、観測史上最大となった平成6年9月洪水と同規模の洪水に対して、下流部において安全に流し、それを上回る戦後最大の昭和34年9月洪水（伊勢湾台風）と同規模の洪水に対して、下流部において堤防からの越水を回避し、流域における浸水被害の軽減を図る。

■氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

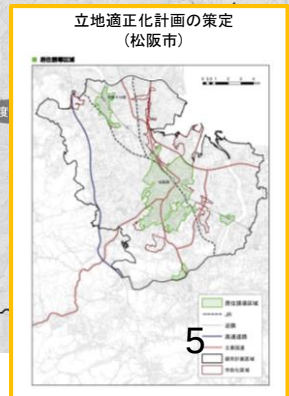
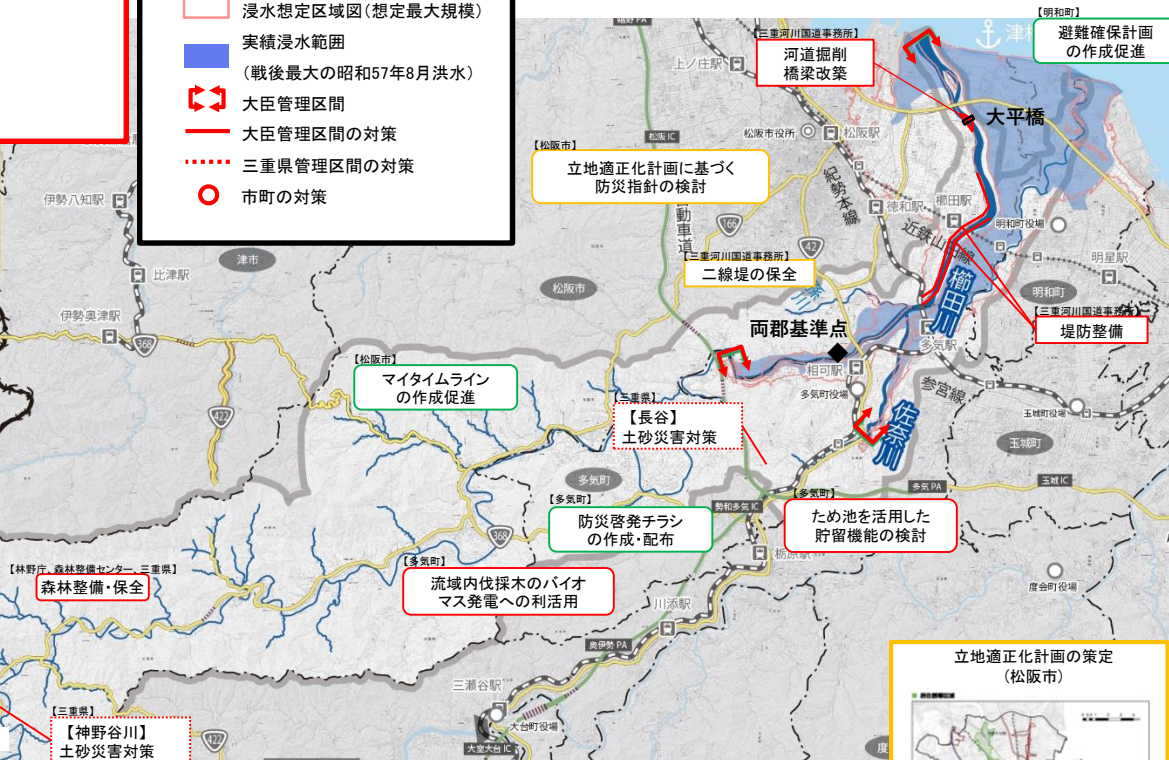
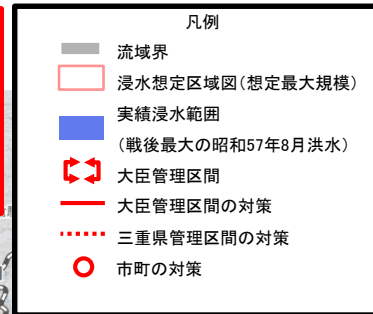
- ・河道掘削、堤防整備、橋梁改築
- ・蓮ダムにおける事前放流等の実施、体制構築（関係者：国など）
- ・ため池、農地等を活用した流出抑制・貯留機能の保全
- ・土砂災害対策施設の整備
- ・流域伐採木のバイオマス発電への利活用
- ・森林整備・保全 等

■被害対象を減少させるための対策

- ・関係者と連携し、防災・減災のための土地の在り方に向けた取組を検討（立地適正化計画に基づく防災指針の検討）
- ・二線堤等の保全 等

■被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・水害リスク情報の空白域の解消（洪水・内水・高潮・ため池ハザードマップなどの策定・周知）
- ・持続的な水災害教育の実施と伝承（水災害を想定した防災訓練等の実施）
- ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進と避難の実効性確保
- ・高齢者の避難行動への理解促進（マイタイムラインなどの個人防災計画の作成）
- ・流域の水災害の早期把握に資する防災情報の提供（水位計・監視カメラ等の設置、防災気象情報の改善）
- ・企業等と連携した避難体制等の確保
- ・SNS・広報誌等を活用した継続的な情報発信 等



※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

櫛田川水系流域治水対策プロジェクト【ロードマップ】

～三重の基幹農業地域を守る流域治水対策～

■ 櫛田川の上下流・本支川の流域全体を俯瞰し、国、県、市、あらゆる関係者が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。

【短期】松阪市街地等での重大災害の発生を未然に防ぐため、下流部左岸における堤防整備等を主に実施。
あわせて、ため池を活用した貯留機能に関わる検討や、被害軽減のため、水害リスク情報の空白域の解消等を実施

【中期】松阪・明和市街地等で重大災害の発生を未然に防ぐため、下流部右岸堤防整備を主に実施。
被害軽減のため、マイタイムラインなど避難行動の理解促進にむけや取組等を実施。

【中長期】中上流域や支川等の浸水被害を防ぐため、樹林伐採等の維持管理に実施し、流域全体の安全度向上を図る。
被害軽減の取り組みをあらゆる関係者と一体となって継続的に実施。

【事業費】

■ 河川対策 ※水系で策定済みの河川整備計画の残事業を記載
 全体事業費 約66億円
 対策内容 河道掘削、堤防整備等

【ロードマップ】

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	○洪水氾濫対策 ・河道掘削、堤防整備、橋梁改築 等	三重河川国道事務所、三重県、多気町	下流部堤防整備		
	○樹木伐採のコスト縮減に向けた取組 ・流域内伐採木のバイオマス発電への利活用	多気町	下流部堤防整備+中流部堤防整備		
	○土砂災害対策 ・砂防関係施設の整備	三重県			
	○流水の貯留機能の拡大 ・運ダムにおける事前放流等の実施、体制構築	運ダム管理所			
	○流域の雨水貯留機能の向上 ・ため池を活用した貯留機能に関わる検討 ・雨水流出抑制技術指針の策定 ・森林整備・保全	林野庁、森林整備センター、三重県、松阪市、多気町	ため池の活用検討	雨水流出抑制技術指針の作成	森林整備・保全
被害対象を減少させるための対策	○水災害ハザードエリアにおける土地利用・住まいの工夫 ・防災・減災のための土地の在り方に向けた取組を検討	松阪市	立地適正化計画に基づく防災指針の検討		
	○浸水範囲の限定・氾濫水の制御 ・二線堤等の保全	三重河川国道事務所			
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	○土地の水災害リスク情報の充実 ・水害リスク情報の空白域の解消 （洪水・内水・高潮・ため池HM策定・周知）	三重県、松阪市、多気町、明和町 他あらゆる関係者	ハザードマップの作成・更新		
	○避難体制等の強化 ・持続的な水災害教育の実施と伝承 ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進と避難の実効性確保 ・高齢者の避難行動への理解促進 ・流域の水災害の早期把握に資する防災情報の提供 ・企業等と連携した避難体制等の確保 ・SNS・広報誌等を活用した継続的な情報発信		洪水予報及び水位周知河川以外の法河川における浸水想定区域図の作成		

気候変動を踏まえた
 更なる
 対策を推進

宮川水系流域治水プロジェクト【位置図】

～「神宮」の地に暮らす人々の命と観光産業を守る宮川(勢田川)流域治水対策～

- 令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、宮川流域においても、事前防災対策を進める必要がある。
- 宮川水系においては、伊勢神宮につながる街道や渡し跡が残り、歴史的構造物を保全したまちづくりが進められるなど、観光産業を中心とした流域であり、平成29年10月洪水の再度災害防止対策を連携して進めつつ、河川整備や避難に関する早期情報把握、体制強化などの事前防災対策を進める必要がある。
- これらの取り組みを実施していくことで、宮川の国管理区間においては、戦後2位の平成16年9月洪水と同等の洪水を安全に流し、それを上回る戦後最大の平成23年9月洪水と同規模の洪水に対して堤防からの越水を回避し、流域における浸水被害の軽減を図る。また、勢田川の国管理区間においては、戦後3位の昭和57年8月洪水と同規模の洪水を安全に流し、それを上回る戦後最大の昭和49年7月洪水と同規模の洪水に対して堤防からの越水を回避し、流域における浸水被害の軽減を図る。

■氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・河道掘削、河道拡幅、堤防整備、護岸整備、排水ポンプ増強、橋梁改築、堰改築 等
- ・利水ダム等3ダムにおける事前放流等の実施、体制構築(関係者:三重県、中部電力(株)など)
- ・雨水貯留施設、下水道(雨水排水)施設・排水機場の整備、施設の耐水化等の促進
- ・ため池、農地等を活用した流出抑制・貯留機能の保全
- ・土砂災害対策施設の整備
- ・流域伐採木のバイオマス発電への利活用
- ・森林整備・保全 等

■被害対象を減少させるための対策

- ・関係者と連携し、安全なまちづくりに向けた取組を検討(立地適正化計画に基づく防災指針の検討) 等

■被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・水害リスク情報の空白域の解消(洪水・内水・高潮・ため池ハザードマップなどの策定・周知)
- ・持続的な水災害教育の実施と伝承(水災害を想定した防災訓練の実施)
- ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進と避難の実効性確保
- ・高齢者の避難行動への理解促進(マイタイムラインなどの個人防災計画の作成)
- ・流域の水災害の早期把握に資する防災情報の提供(水位計・監視カメラ等の設置、防災気象情報の改善 等)
- ・企業等と連携した避難体制等の確保
- ・SNS・広報誌等を活用した継続的な情報発信
- ・ライフラインを守る事前伐採 等

災害時の施設利用に関する協定(玉城町)



【多気町】

- 流域内伐採木のバイオマス発電への利活用
- 【万所谷川】土砂災害対策
- 【汁谷川】堤防整備(特殊堤)、排水ポンプ新設

【三重県】

- 【松尾川】河道掘削、河道拡幅、護岸整備、堤防整備、橋梁改築
- 【三重河川国道事務所】排水ポンプ増強

【伊勢市】

- 監視カメラの設置

【五十鈴川、五十鈴川派川】

- 河道掘削、河道拡幅、護岸整備、堤防整備、橋梁改築、堰改築

【伊勢市】

- 下水道(雨水排水)の整備

【三重河川国道事務所】

- 簡易浸水センサーやスマートメータを活用した浸水状況検知試行

【伊勢市】

- 立地適正化計画に基づく防災指針の検討

【伊勢市】

- 排水機場のポンプ増強

【伊勢市】

- ドローンを活用した災害情報の早期把握

【伊勢市】

- 森林整備・保全

【伊勢市】

- 森林整備・保全

【伊勢市】

- 森林整備・保全

【伊勢市】

- 森林整備・保全

【伊勢市】

- 森林整備・保全

【伊勢市】

- 森林整備・保全

【伊勢市】

- 森林整備・保全

【伊勢市】

- 森林整備・保全

【伊勢市】

- 森林整備・保全

【伊勢市】

- 森林整備・保全

【伊勢市】

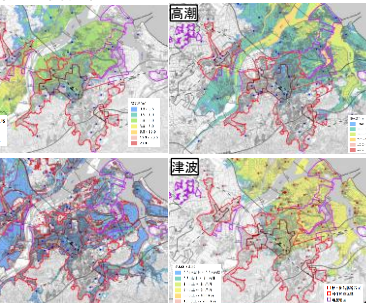
- 森林整備・保全

位置図



水災害と立地適正化計画との関係性の整理・分析(国・伊勢市)

- 浸水深域と都市機能誘導区域、居住誘導区域エリアの重ね合わせ
- ※現時点での検討内容



ライフラインを守る事前伐採(大台町)



※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

宮川水系流域治水プロジェクト【ロードマップ】

～「神宮」の地に暮らす人々の命と観光産業を守る宮川(勢田川)流域治水対策～

■ 宮川の上下流・本支川の流域全体を俯瞰し、国、県、市、あらゆる関係者が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。

【短期】伊勢中心市街地等での重大災害の発生を未然に防ぐため、勢田川で河道掘削、内水対策等を主に実施。
被害軽減のため、立地適正化計画（見直し）に基づく防災指針の検討や水害リスク情報の空白域解消等を実施。

【中期】伊勢市街地等で重大災害の発生を未然に防ぐため、左右岸堤防整備、大湊川耐震対策を主に実施。
被害軽減のため、企業と連携した避難体制強化や災害情報等の早期把握・提供等を実施。

【中長期】伊勢市、玉城町の浸水被害を防ぐため、左岸堤防整備、勢田川狭窄部対策を実施し、流域全体の安全度向上を図る。
被害軽減の取り組みをあらゆる関係者と一体となって継続的に実施。

【事業費】

■ 河川対策 ※水系で策定済みの河川整備計画の熟事業を記載
全体事業費 約258億円
対策内容 河道掘削、堤防整備等

■ 下水対策 ※各市町の下水道事業計画の熟事業を記載
全体事業費 約20億円
対策内容

【ロードマップ】

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ 防ぐ・減らすための対策	○洪水氾濫対策 ・河道掘削、堤防整備、橋梁改築 等 【勢田川流域等浸水対策実行計画】 ・河道掘削、排水機場ポンプ増強 ・河道掘削、河川整備 ・河川整備、下水道整備	三重河川国道事務所、三重県、 伊勢市、玉城町、度会町 三重河川国道事務所 三重県 伊勢市			
	○樹木伐採のコスト縮減に向けた取組 ・流域内伐採木のバイオマス発電への利活用	多気町			
	○土砂災害対策 ・砂防関係施設の整備	三重県			
	○流水の貯留機能の拡大 ・利水ダム等3ダムにおける事前放流等の実施、体制構築	三重県、中部電力（株）			
	○流域の雨水貯留機能の向上 ・森林整備・保全	林野庁、森林整備センター、三重県 多気町、大台町、度会町、大紀町			
被害対象を減少 させるための対策	○水災害ハザードエリアにおける土地利用・住まい方の工夫 ・安全なまちづくりに向けた取組を検討	伊勢市			
被害の軽減、 早期復旧・復興のための対策	○土地の水災害リスク情報の充実 ・水害リスク情報の空白域の解消 （洪水・内水・高潮・ため池HM策定・周知）	三重河川国道事務所、気象庁、 三重県、 伊勢市、多気町、玉城町、 大台町、度会町、大紀町、 中部電力（株） 他 あらゆる関係者			
	○避難体制等の強化 ・持続的な水災害教育の実施と伝承 ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進と 避難の実効性確保 ・高齢者の避難行動への理解促進 ・流域の水災害の早期把握に資する防災情報の提供 ・企業等と連携した避難体制等の確保 ・SNS・広報誌等を活用した継続的な情報発信				
	○経済被害の軽減 ・災害からライフラインを守る事前伐採	大台町			

気候変動を
踏まえた
更なる
対策を推進

※各工程段階の実施内容は今後の事業進捗によって変更となる場合があります。
※各対策の旗揚げは代表的な事例を示しています。

背景・必要性

- 近年、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等、全国各地で水災害が激甚化・頻発化
- 気候変動の影響により、21世紀末には、全国平均で降雨量1.1倍、洪水発生頻度2倍になるとの試算（20世紀末比）
- 降雨量の増大等に対応し、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組み「**流域治水関連法**」を整備する必要

法律の概要

1. 流域治水の計画・体制の強化 【特定都市河川法】

- ◆ **流域水害対策計画を活用する河川の拡大**
 - ー 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、**自然的条件**により困難な河川を**対象に追加**（全国の河川に拡大）
- ◆ **流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実**
 - ー 国、都道府県、市町村等の**関係者が一堂に会し**、官民による**雨水貯留浸透対策の強化**、浸水エリアの**土地利用等**を協議
 - ー 協議結果を流域水害対策計画に位置付け、確実に実施

2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策 【河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法】

- ◆ **河川・下水道における対策の強化** ◎ 堤防整備等の**ハード対策を更に推進**（予算）
 - ー **利水ダムの事前放流の拡大**を図る協議会（河川管理者、電力会社等の利水者等が参画）の創設（※予算・税制）
 - ー **下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨**を計画に位置付け、整備を加速
 - ー 下水道の**樋門等の操作ルール**の策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止
- ◆ **流域における雨水貯留対策の強化**
 - ー **貯留機能保全区域**を創設し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保
 - ー **都市部の緑地を保全**し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用
 - ー **認定制度、補助、税制特例**により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援（※予算関連・税制）

3. 被害対象を減少させるための対策 【特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法】

- ◆ **水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫**
 - ー **浸水被害防止区域**を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認（許可制）
 - ー **防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充**等により、危険エリアからの移転を促進（※予算関連）
 - ー **災害時の避難先となる拠点の整備**や**地区単位の浸水対策**により、市街地の安全性を強化（※予算関連）

4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 【水防法、土砂災害防止法、河川法】

- ー 洪水等に対応した**ハザードマップの作成**を**中小河川等まで拡大**し、リスク情報空白域を解消
- ー 要配慮者利用施設に係る**避難計画・訓練**に対する**市町村の助言・勧告**によって、避難の実効性確保
- ー 国土交通大臣による権限代行の対象を拡大し、災害で堆積した**土砂の撤去、準用河川**を追加



流域治水のイメージ

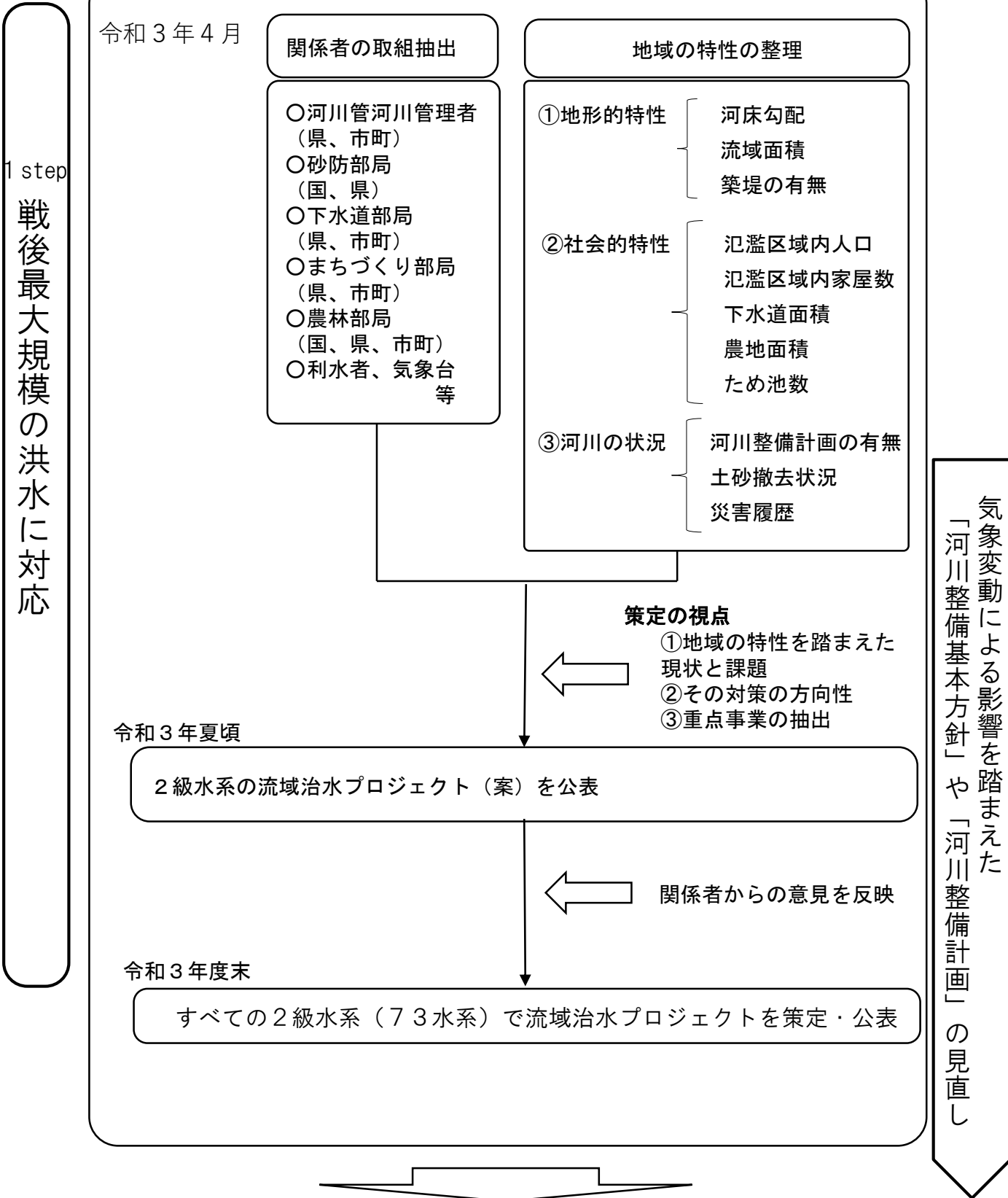
【目標・効果】気候変動による降雨量の増加に対応した流域治水の実現（KPI）
○浸水想定区域を設定する河川数：2,092河川（2020年度）⇒約17,000河川（2025年度）

二級水系 流域治水プロジェクトについて

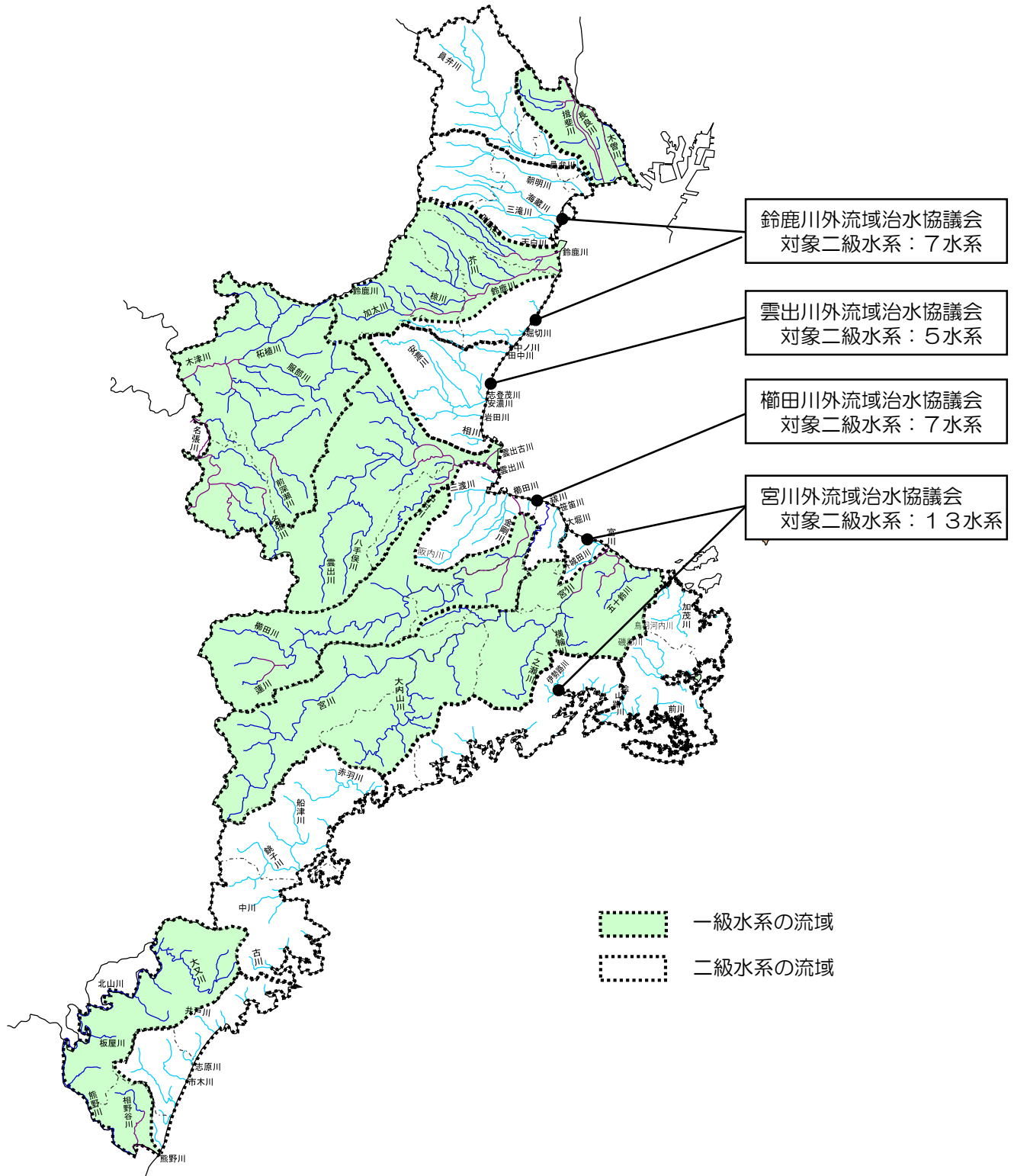
令和3年6月2日

二級水系における流域治水の取組

○流域治水プロジェクト策定の進め方



鈴鹿川外・雲出川外・櫛田川外・宮川外流域治水協議会 において対象とする二級水系



特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する 法律(令和3年法律第31号)について

【公布:R3.5.10 / 施行:公布から3ヶ月又は6ヶ月以内】

～流域治水関連法～

改正法律

特定都市河川浸水被害対策法、河川法、下水道法
水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
都市計画法、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律
都市緑地法、建築基準法

国 土 交 通 省
水 管 理 ・ 国 土 保 全 局
都 市 局

● 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)

<予算関連法律>

【公布: R3.5.10 / 施行: 公布の日から3ヶ月又は6ヶ月以内に政令で定める日】

背景・必要性

- 近年、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等、全国各地で水災害が激甚化・頻発化
- 気候変動の影響により、21世紀末には、全国平均で降雨量1.1倍、洪水発生頻度2倍になるとの試算(20世紀末比)
- 降雨量の増大等に対応し、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組み「**流域治水関連法**」を整備する必要

法律の概要

1. 流域治水の計画・体制の強化

【特定都市河川法】

- ◆ **流域水害対策計画を活用する河川の拡大**
 - 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、**自然的条件**により困難な河川を**対象に追加**(全国の河川に拡大)
- ◆ **流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実**
 - 国、都道府県、市町村等の**関係者が一堂**に会し、官民による**雨水貯留浸透対策の強化**、浸水エリアの**土地利用**等を協議
 - 協議結果を流域水害対策計画に位置付け、確実に実施

2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策

【河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法】

- ◆ **河川・下水道における対策の強化** ◎ 堤防整備等の**ハード対策を更に推進**(予算)
 - 利水ダムの事前放流の拡大**を図る協議会(河川管理者、電力会社等の利水者等が参画)の創設(※予算・税制)
 - 下水道**で浸水被害を防ぐべき**目標降雨**を計画に位置付け、整備を加速
 - 下水道の**樋門等の操作ルール**の策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止
- ◆ **流域における雨水貯留対策の強化**
 - 貯留機能保全区域**を創設し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保
 - 都市部の緑地**を保全し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用
 - 認定制度、補助、税制特例**により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援 (※予算関連・税制)

3. 被害対象を減少させるための対策

【特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法】

- ◆ **水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫**
 - 浸水被害防止区域**を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認(許可制)
 - 防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充**等により、危険エリアからの移転を促進 (※予算関連)
 - 災害時の避難先となる拠点の整備**や**地区単位の浸水対策**により、市街地の安全性を強化 (※予算関連)

4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

【水防法、土砂災害防止法、河川法】

- 洪水等に対応した**ハザードマップ**の作成を**中小河川等まで拡大**し、リスク情報空白域を解消
- 要配慮者利用施設に係る**避難計画・訓練**に対する**市町村の助言・勧告**によって、避難の実効性確保
- 国土交通大臣による権限代行の対象を拡大し、災害で堆積した**土砂の撤去、準用河川**を追加



【目標・効果】気候変動による降雨量の増加に対応した流域治水の実現(KPI) ○浸水想定区域を設定する河川数: 2,092河川(2020年度)⇒約17,000河川(2025年度)

法改正の背景・必要性

気候変動の影響

速やかに対応

- 今既に激甚化している水災害に対応するため、国・都道府県・市町村が早急に実施すべきハード・ソフト一体となった対策の全体像を明らかにする「**流域治水プロジェクト**」を**速やかに実施**

(令和2年度内に全1級109水系で策定済)

- 〔 国管理河川で**戦後最大規模洪水**に、都市機能集積地区等で**既往最大降雨**による内水被害に対応

将来の気候変動(降雨量の増大等)を見込んだ治水計画の見直し

将来の気候変動を見込んだ更なる対応

- 現行計画よりも増大する降雨等(外力)に対応するため、河川対策の充実をはじめ、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰した、関係者による**流域治水を更に拡充**

法的枠組「**流域治水関連法**」の整備が必要



流域治水のイメージ

1. 流域治水の計画・体制の強化【特定都市河川法】

（１）流域水害対策計画を活用する河川の拡大

- 計画策定の対象河川に、市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、**自然的条件により被害防止が困難な河川※を追加**（全国の河川に拡大）

※バックウォーター現象のおそれがある河川、狭窄部の上流の河川等

（特定都市河川法）

（２）流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実

- 国、都道府県、市町村等の**関係者が一堂に**会し（協議会）、**雨水貯留浸透対策の強化**、浸水エリアの**土地利用**等を協議
- 協議結果を**流域水害対策計画に位置付け** ➡ **様々な主体が流域水害対策を確実に実施**

【協議会のイメージ】



【流域水害対策計画の拡充】

- 河川管理者による河道等の整備に加えて、流域における雨水貯留浸透対策などで被害防止

現行

- **河川・下水道管理者**による雨水貯留浸透対策が**中心**

追加

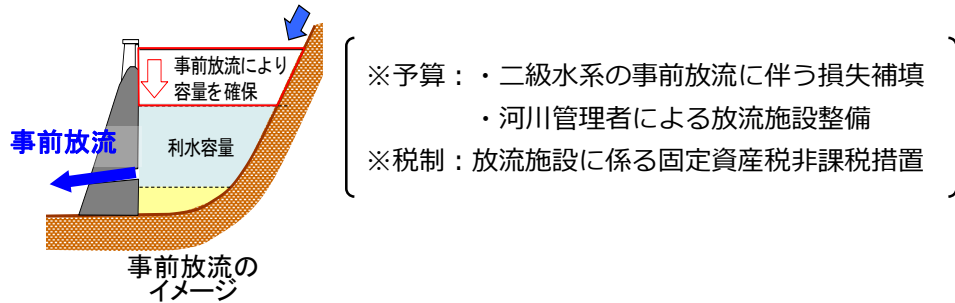
- **地方公共団体と民間**による雨水貯留浸透**対策の強化**（地方公共団体の施設と認定民間施設による分担貯留量の明確化）
- **土地利用の方針**（保水・遊水機能を有する**土地の保全**、著しく危険なエリアでの**住宅等の安全性の確保**）

2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策【河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法】

（１）河川・下水道における対策の強化

◎ 中長期的計画に基づく堤防整備等のハード対策を更に推進（予算）

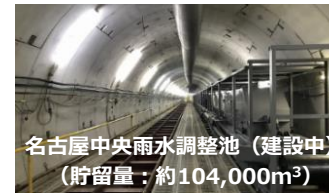
- 河川管理者、利水者（電力会社等）等で構成する**法定協議会を設置**。**利水ダム**の**事前放流の拡大**を協議・推進（河川法）



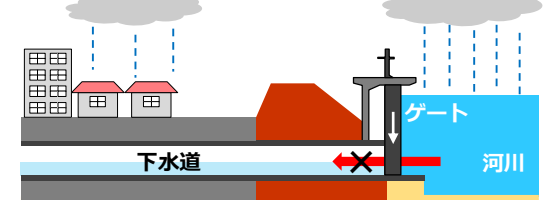
- **下水道**で浸水被害を防ぐべき**目標降雨を計画に位置付け**、整備を加速（下水道法）

- 下水道の**樋門等の操作ルール**の策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止（下水道法）

＜下水道整備による浸水対策の例＞



＜樋門による逆流防止のイメージ＞



（２）流域における雨水貯留対策の強化

- 沿川の**保水・遊水機能を有する土地**を、**貯留機能保全区域**として確保（盛土行為等に対する届出義務と勧告）（特定都市河川法）



貯留機能保全区域のイメージ

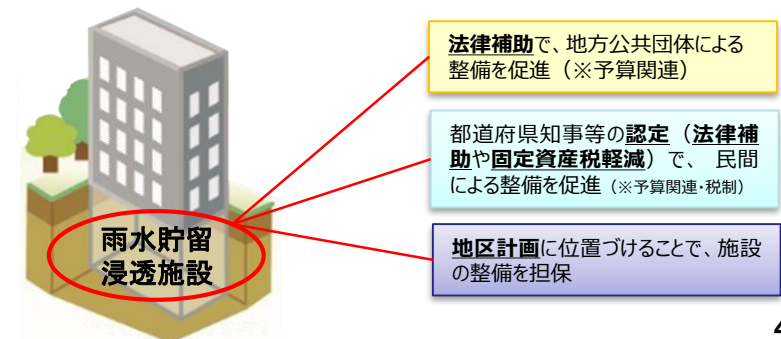
- 貯留浸透に資する**都市部の緑地を保全**し、水害の被害を軽減する**グリーンインフラ**として活用（都市緑地法）



グリーンインフラのイメージ

- **認定制度、補助、税制特例、地区計画**等を駆使して、官民による**雨水貯留浸透施設**の整備を推進（特定都市河川法、下水道法、都市計画法）

＜雨水貯留浸透施設整備のイメージ＞



3. 被害対象を減少させるための対策【特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法】

水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫

① 浸水被害防止区域を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認（特定都市河川法）

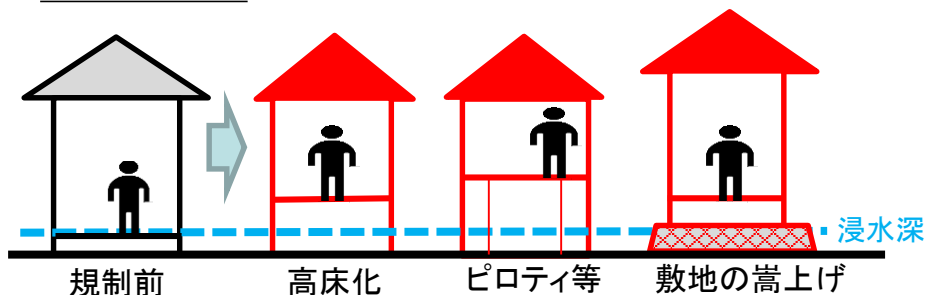
- － 浸水被害の危険が著しく高いエリア
- － 都道府県知事が指定
- － 個々の開発・建築行為を許可制に
（居室の床面の高さが浸水深以上、建築物が倒壊等しない安全な構造）
※平成30年7月豪雨では、死亡者の多くが住宅で被災



浸水被害の危険が著しく高いエリアのイメージ

② 地区単位の浸水対策を推進（都市計画法）

- － 地域の実情・ニーズに応じたより安全性の高い防災まちづくり
- － 地区計画のメニューに居室の床面の高さ、敷地の嵩上げ等を追加

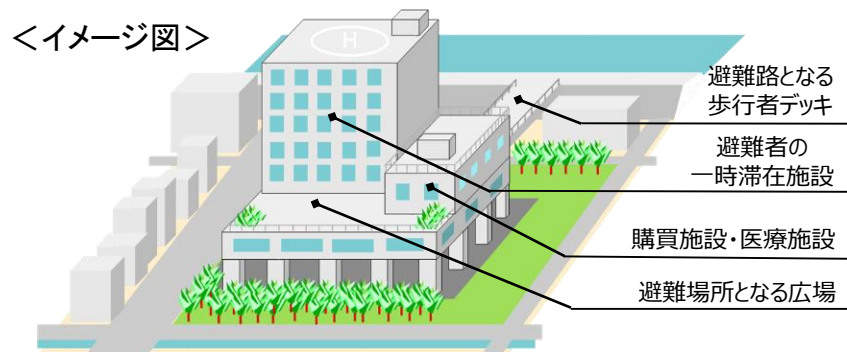


③ 防災集団移転促進事業を拡充し、危険なエリアから安全なエリアへの移転を促進（防集法）（※予算関連）

- － 防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充
【現行の区域】 災害が発生した地域・災害危険区域
【追加】 浸水被害防止区域のほか、地すべり防止区域
急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域を追加
- － 事業の担い手を都道府県・URに拡充
① 都道府県による事業の計画策定
② URによる事業の計画策定・事業実施の本来業務化

④ 災害時の避難先となる拠点の整備（都市計画法）

- － 水災害等の発生時に住民等の避難・滞在の拠点となる施設を都市施設として整備（※予算関連）



4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策【水防法、土砂災害防止法、河川法】

(1) リスク情報空白域の解消

- 想定最大規模の洪水、雨水出水、高潮に対応した**ハザードマップ作成エリア**（浸水想定区域）を、現行の大河川等から住家等の**防御対象のあるすべての河川流域、下水道、海岸に拡大**（水防法）

- ※ 令和元年東日本台風では、阿武隈川水系の中小河川において、人的被害が発生
- ※ 浸水想定区域を設定する河川の目標数
（現在）約2,000河川 ⇒ （今後）約17,000河川（2025年度）

(2) 要配慮者施設に係る避難の実効性確保

- 要配慮者施設に係る**避難計画や避難訓練**に対し、**市町村が助言・勧告**
（水防法、土砂災害防止法）

- ※ 令和2年7月豪雨により、避難計画が作成されていた老人ホームで人的被害が発生。

(3) 被災地の早期復旧

- 国土交通大臣による**権限代行の対象を拡大**（河川法）

【対象河川】

- ・ 都道府県管理河川
（1級河川の指定区間、2級河川）

（追加）

- ・ 市町村管理河川
（準用河川）

【対象事業】

- ・ 改良工事・修繕
- ・ 災害復旧工事

（追加）

- ・ 災害で堆積した
河川の土石や流木等の排除



国が準用河川の災害復旧を代行することが想定される例
（平成29年九州北部豪雨（福岡県・筑後川水系））